



令和5年9月26日

亀岡市議会議長 菱田 光紀 様

発議者 大西 陽春  
片山 輝夫  
三上 泉

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

## 従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書（案）

2024年の秋に従来型（紙）健康保険証を廃止、マイナンバーカードに一体化する改正マイナンバー法が成立した。しかし、改正マイナンバー法が国会で成立した後もマイナンバーカードをめぐるトラブルが次々明らかになっている。国民の不安を払拭するため、いったん立ち止まって慎重に考え、医療を受ける権利を保障するものとして従来型（紙）健康保険証を存続すべきである。

政府は、マイナ保険証を取得しない、できない人に対して有効期限を最長5年とする「資格確認書」を一斉交付するとしており、マイナ保険証と「資格確認書」が併存する事態となる。マイナ保険証は5年ごとの更新、「資格確認書」は有効期限ごとに更新が必要となり、保険者の負担が増えることが懸念される。

こうしたことから、マイナンバーカードの任意取得の原則に照らしても、従来型（紙）健康保険証の廃止は妥当ではない。

よって、本市議会は、政府に対し、従来型（紙）保険証の存続を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月 日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

亀岡市議会議長 菱田 光紀